

公益社団法人 愛媛県看護協会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成24年6月1日から平成27年3月31日までの
2年10ヶ月間
- 2 内 容

【目標1】

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

<対策>

- ・平成24年6月～ 法を確認し、内規を確認・整備する。
- ・平成24年9月～ 各種制度について、文書等資料を作成して配布し、職員への周知を行う。

<実施状況>

- ・上記について、職員に周知徹底を図り、職員の間で共通の認識が出来た。

公益社団法人 愛媛県看護協会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成31年9月30日までの
4年6ヶ月間

2 内 容

目標1：法を上回る取り組みとして、小学校6年生修了まで取得できる看護休暇制度利用を促し、子育て中の職員が申し出しやすい風土づくりを行う。

(対策)

- 平成27年 4月～ 従業員の具体的なニーズ調査、現状を把握する。
- 平成27年10月～ 従業員のシフトを見直し、サポート体制を整える。

目標2：仕事と生活にメリハリをつけ、仕事の疲れをリフレッシュできるように、年次有給休暇を公休と組み合わせ、三連休以上となるように計画し取得促進を図る。

(対策)

- 平成27年 4月～ 従業員の具体的なニーズ調査。
- 平成27年10月～ 積極的な取得を心がけるよう説明する。

目標3：3歳未満の子を養育する職員に対し育児短時間勤務制度の積極活用を促すことにより、仕事も子育ても出来る時間的余裕を生み出す。また、実績を出し、制度を利用しやすい職場風土づくりを進めることで、職員の定着率向上を図る。

(対策)

- 平成27年 4月～ 3歳未満の子を持つ職員に対しニーズ調査及び制度の周知。
- 平成27年10月～ 制度を利用した職員から、今後利用を検討している職員に助言をし、積極的活用を促す。